

1

きほんししん
基本指針について

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）」に即して、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を定めるものとされています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下のとおりです。

（ _____ 部分は、第5期や第1期からの変更又は新規の内容。）

(1) きほんりねん
基本理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を作成する。

- ・ 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・ 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- ・ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ・ **障がい福祉人材の確保**
- ・ **障がい者の社会参加を支える取り組み**

(2) しょう ふくし ていきょうたいせい かくほ かん きほんてきかんが かつた
障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、(1)の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- ・ 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・ 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ・ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と**機能の充実**
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ・ **強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実**
- ・ **依存症対策の推進**

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ・ 相談支援体制の構築
- ・ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・ 発達障がい者等に対する支援
- ・ 協議会の設置等

(4) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児については、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図る。

- ・ 地域支援体制の構築
- ・ 保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ・ 地域社会への参加・包容の推進
- ・ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ・ 障がい児相談支援の提供体制の確保

国の基本指針では、計画策定において、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に係る目標を設定することが求められています。

具体的には、以下の8点について、令和5年度における成果目標を設定することとされています。

- 1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2) 精神障がいにも対応した地域生活ケアシステムの構築
- 3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 4) 福祉施設から一般就労への移行等
- 5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- 6) 発達障がい者等に対する支援
- 7) 相談支援体制の充実・強化等
- 8) 障害福祉サービス等の質の向上させるための取り組みに係る体制の構築



(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国が定める目標値】

- 地域移行者数：令和元年度末入所者数の6%以上
- 施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上削減

【本市の実績と目標値】

		第5期計画 (令和2年度)	第6期計画 (令和5年度)
		実績値(見込)	目標値
施設入所者数	継続	78人	80人
地域生活移行者数	継続	0人	1人
施設入所者の増減数	継続	+5人	+2人

- 本市の平成30年度末及び令和元年度末の施設入所者数は77人でした。毎年退所者はいるものの地域移行ではありません。待機者の入所により入所者の削減に至っていません。国は施設入所者の地域移行を推進していますが、施設入所者の重度化、高齢化により、在宅生活支援を行う家族の不在、長期入所によるQOL(生活の質)の維持、受け皿が整備されていない中で既存の資源活用だけでは不十分であり地域移行は難しい状況にあります。施設入所者の状況把握に努め、自宅やグループホーム等への地域移行の可能性について検証し、福祉サービスの機能強化や柔軟に受け入れられる体制づくり、地域移行を進めていきます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国が定める目標値】

- 精神障がい者のサービス利用者数
 - ・ 地域移行支援
 - ・ 地域定着支援
 - ・ 共同生活援助
 - ・ 自立生活援助
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場
 - ・ 開催回数
 - ・ 保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
 - ・ 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

【本市の実績と目標値】

●精神障がいのある人のサービス利用者数

		第5期計画 (令和2年度)		第6期計画 (令和5年度)	
		実績値(見込)		目標値	
地域移行支援の利用者数	新規	0人		1人	
地域定着支援の利用者数	新規	0人		1人	
共同生活援助の利用者数	新規	22人		25人	
自立生活援助の利用者数	新規	0人		5人	

●保健、医療、福祉関係者による協議の場

		第5期計画 (令和2年度)		第6期計画 (令和5年度)	
		目標値	実績値 (見込)	目標値	
協議の場の設置	継続	甲賀圏域で 1箇所	検討中	甲賀圏域で1箇所設置	
開催回数	新規	—	—	1回	
参加人数	新規	—	—	20人	
	保健	新規	—	2人	
	医療(精神科)	新規	—	1人	
	医療(精神科以外の医療機 関)	新規	—	1人	
	福祉	新規	—	10人	
	介護	新規	—	2人	
	当事者	新規	—	2人	
	家族	新規	—	2人	
目標設定及び評価の実施回数	新規	—	—	1回	

- 精神に障がいのある人のサービス利用は増加傾向にあります。
協議の場については、国の方針を踏まえつつ、甲賀地域障害児・者サービス調整会議を活用し、令和5年度末までに、圏域で1か所設置していきます。
精神の疾患だけではなく、アルコールやギャンブル、薬物依存の相談や支援について、保健・医療の関係機関や専門職との連携や専門的な研修等に参加していきます。

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

【国が定める目標値】

- 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ 年1回以上運用状況を検証、検討

【本市の実績と目標値】

		第5期計画 (令和2年度)		第6期計画 (令和5年度)
		目標値	実績値	目標値
地域生活支援拠点等の整備	継続	甲賀圏域で 1箇所	整備済	甲賀圏域で継続して実施
運用状況の検証、検討	追加	—		年間1回以上

- 障がいのある人の高齢化、重度化、親亡き後を見据え、甲賀圏域の既存の事業所の体制を活かし、相談、緊急時の受入れ体制、体験の場、人材育成、地域づくりの5つの機能を強化するため令和2年度に「面的整備型」の地域生活支援拠点等の整備を行いました。甲賀市では、特定の事業所による集中支援ではなく、地域の事業者が機能を分担して、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを4つの委託相談支援センターを中心に推進していきます。また、住み慣れた地域での暮らしを推進するために、圏域を活用した面的体制と市内地域の実情に合わせた支援体制の検討を進めます。

【体制を構築するために…】

- ① 相談体制の整備：委託相談支援センターの機能充実
- ② 緊急時支援・受入れ体制の整備：既存のサービスの活用に加え、障害福祉サービス事業所職員の人的支援（市単独補助）
- ③ 体験の機会・場の整備：相談支援専門員の計画に基づくサービス、インフォーマルサービスの推進。多様な暮らしを経験・検討するためのグループホーム等の場所と支援する人、本人の能力の評価、日々関わっている支援者との情報共有、連携の仕組みが必要
- ④ 専門的人材の確保・養成：サービス調整会議を活用した部会の活用と介護保険事業所との連携の推進
- ⑤ 地域の体制づくり：拠点事業運営委員会及びサービス調整会議と連携し、地域や行政、圏域で検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国が定める目標値】

- 一般就労への移行者数：令和元年度の 1.27 倍
（うち移行支援事業：1.3 倍 就労 A 型：1.26 倍 就労 B 型 1.23 倍）
- 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち 7 割以上の利用者
- 就労定着支援率 8 割以上の就労定着支援事業所：7 割以上

【本市の実績と目標値】

		第 5 期計画 (令和 2 年度)		第 6 期計画 (令和 5 年度)
		目標値	実績値 (見込)	目標値
一般就労への移行者数	継続	5 人	8 人	10 人以上
就労移行支援事業	新規	—	4 人	7 人
就労継続支援 A 型		—	2 人	2 人
就労継続支援 B 型		—	2 人	1 人
就労定着支援事業利用者	終了	6 人	2 人	—
一般就労移行者における就労定着支援利用者割合	新規	—	37.5% (3/8 人)	7 割以上
就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	終了	5 割以上	0	—
就労定着支援事業による 1 年後の職場定着率	終了	8 割以上	8 割以上	—
就労定着支援率 8 割以上の就労定着支援事業所の割合	新規	—	0	7 割以上

- 本市の令和元年度の一般就労移行者数は 9 人、就労移行支援事業利用者は 15 人でした。福祉施設から一般就労への流れを促進するためには、労働施策だけではなく福祉施策としての就労移行支援事業が大きな役割を果たしています。障がいのある人の法定雇用率が、令和 3 年 3 月から 2.3%に改正されたことにより、一般就労移行は一層に進むと考えられます。国が定める目標数値を設定し、一般企業の就労の推進を進めていくとともに、就労定着できるよう余暇の過ごしや緊急時の相談体制の整備についても進めていきます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国が定める目標値】

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置
- 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保
- 医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

【本市の実績と目標値】

		第5期計画 (令和2年度)		第6期計画 (令和5年度)
		目標値	実績値	目標値
児童発達支援センターの設置	継続	1箇所	整備中	1箇所
難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	新規	—	—	※ 県が設定
保育所等訪問支援事業所	継続	1箇所	1箇所	1箇所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	継続	1箇所	未設置	1箇所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス	継続		1箇所	1箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	追加	1箇所	整備中	1箇所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		—	—	圏域2人

- 本市の児童発達支援センターについては、国の指針に基づき令和3年4月に開所します。重症心身障がい児対応の放課後等デイサービス事業所は、平成31年4月から開所し、医療的ケアが必要な児童の受け入れも行っていきます。医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、甲賀地域障害児・者サービス調整会議の重症心身障害児・者対策部会に位置づけ、推進・検討していきます。

※難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保については、県が令和5年度末までに確保することを基本とされています。県の状況を勘案し対応を進めます。

(6) 発達障がい者等に対する支援

【国が定める目標値】

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポート活動への参加人数

【本市の実績と目標値】

		第5期計画 (令和2年度)		第6期計画 (令和5年度)	
		実績値		目標値	
支援プログラム等の受講者数	新規	年間	4人	年間	30人
ペアレントメンターの人数	新規	年間	0人	年間	3人
ピアサポート活動への参加人数	新規		—	年間	5人

- ペアレントトレーニングは、親の養育スキルの向上やストレスの軽減、子どもの社会適応能力の獲得、問題行動の改善に期待ができます。

本市においても発達障がいのある児童の保護者学習会を行っており、保護者の発達障がいへの理解促進、育児への指導助言を行うことで家庭児童支援の充実に努めています。また、実際に発達障がいのある児童を育児しているペアレントメンターの育成や当事者同士が支援をするピアサポートにも活動を広げていくよう努めていきます。

※・ペアレントトレーニング

子育てにストレスや悩みを抱えている親子を支援する方法

・ペアレントプログラム

親が子どもの問題行動のパターンや心理を理解・分析し、適切な対応を取ることに
よって問題行動を減らすことができるという親子の対処プログラム

・ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親

・ピアサポート

同じような立場の人によるサポート

(7) ^{そうだんし えんたいせい} 相談支援体制の充実・^{じゅうじつ} 強化等 ^{きょうかどう}

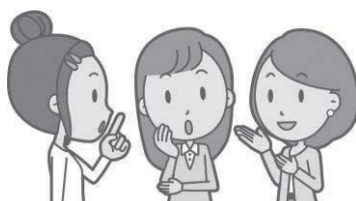
【国が定める目標値】

- 総合的・専門的な相談支援の実施の有無
- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数

【本市の実績と目標値】

		第5期計画 (令和2年度)	第6期計画 (令和5年度)
		実績値	目標値
総合的・専門的な相談支援の実施	新規	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	新規	約200件 (圏域)	約250件 (圏域)
地域の相談支援事業者の人材育成支援件数	新規	研修会10回 (圏域)	研修会20回 (圏域)
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	新規	2回	5回

- 相談支援事業所数の確保はできているが、相談支援専門員が業務に専念できる体制づくり、また、より専門的な支援について、関係機関と連携し個別ニーズに対応した体制づくりに努めます。



(8) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

【国が定める目標値】

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

【本市の実績と目標値】

		第6期計画 (令和5年度)
		目標値
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	新規	2人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	新規	1回

- 県が主催する研修会等に、情報交換・共有、サービスの質の向上を図るため参加します。また、福祉サービス利用者が年々増加している中、給付費の審査から、より効果的・効率的な実施のための適正給付に努めます。



(1) 自立支援給付の利用見込みと確保方策

各年度の福祉サービスや相談支援に関する利用見込み量とその確保のための方策は、次のとおりです。

【介護給付】

○訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

《サービスの説明》

居宅で生活されている人に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつ等の身体介護や、調理・掃除等の家事援助を行います。

《サービス利用対象者》

障害支援区分1以上で、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等の支援が必要な人

②重度訪問介護

《サービスの説明》

居宅で生活されている重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする人に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつ等の身体介護や、外出時における移動支援等を総合的に行います。

《サービス利用対象者》

障害支援区分4以上で一定の要件を満たしている、重度の肢体不自由者、重度の知的障がいのある人、若しくは精神障がいのある人で、居宅における食事、排せつ等の介護、家事、並びに移動中の支援等、総合的に介護が必要な人

③同行援護

《サービスの説明》

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、ガイドヘルパーが移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。

《サービス利用対象者》

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人で、外出時の移動において情報の提供や援護等が必要な人

④行動援護

《サービスの説明》

居宅で生活されている行動上の自己判断能力が制限されている人に対し、行動するときの危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

《サービス利用対象者》

障害支援区分3以上で、行動上著しい困難を有する知的障がいのある人又は精神障がいのある人であって、危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護、排せつ、食事の介護等、行動に伴う支援が必要な人

⑤重度障害者等包括支援

《サービスの説明》

寝たきりの状態にあるなど介護の必要性がとて高い人に、重度訪問介護など複数のサービスを包括的にいきます。

《サービス利用対象者》

障害支援区分6で常時介護を要する障がいのある人であり、意思疎通を図ることに著しい支障がある身体、知的、精神障がいのある人で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助のサービスを包括的に必要とする人

【現状と課題】

- ・居宅介護、重度訪問介護、行動援護の利用はほぼ横ばいの状況にあり、同行援護はわずかに利用者数が増加しています。一方で、重度障害者等包括支援は、計画期間中の利用者がありません。
- ・居宅介護では、医療的ケアを必要とする場合の受け入れの課題や、今後、障がいのある人やその家族の高齢化が進むことにより、緊急時の受け入れ対応が必要となることから、引き続き人材の確保が必要です。

【実績と見込み】

居宅介護	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均総利用時間	時間／月	1,217	1,217	1,190	1,260	1,280	1,300
月平均実利用者数	人／月	121	122	119	126	128	130
年度末の市内の事業所数	箇所	8	8	8	8	8	8

重度訪問介護	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均総利用時間	時間／月	8	8	8	8	8	8
月平均実利用者数	人／月	1	1	1	1	1	1
年度末の市内の事業所数	箇所	3	3	3	3	3	3

同行援護	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均総利用時間	時間／月	314	360	170	360	360	360
月平均実利用者数	人／月	18	20	14	20	20	20
年度末の市内の事業所数	箇所	5	5	5	5	5	5

行動援護	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均総利用時間	時間／月	191	183	148	182	195	195
月平均実利用者数	人／月	14	14	12	14	15	15
年度末の市内の事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1

重度障害者等包括支援	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均総利用時間	時間／月	0	0	0	0	8	8
月平均実利用者数	人／月	0	0	0	0	1	1
年度末の市内の事業所数	箇所	0	0	0	0	0	0

【見込み量の確保方策】

- ・今後も障がいのある人の高齢化が進むことから、居宅介護のニーズは高まることを想定して見込み量の増加を定めています。
- ・本市では、身体障がいのある人がわずかに減少し、その一方で知的障がい、精神障がいのある人が増加している傾向にあります。そのため、近年、利用時間が減少した行動援護においても、今後その利用者が増えることを想定しています。
- ・重度障害者等包括支援は、現在利用者がおらず、市内にサービスを提供する事業所はありませんが、引き続き、事業所に対する情報提供により、事業所の開拓を図ります。
- ・サービスを提供する事業所間で、情報交換の場が少ないことへの指摘が多く、研修や協議の機会を設けることを検討します。

⑥短期入所（ショートステイ）

《サービスの説明》

居宅で介護を行う者の疾病やその他の理由により、一時的に、夜間も含め施設や事業所で、食事・入浴・排せつ等の身体介護やその他必要な日常生活の支援を行います。

《サービス利用対象者》

障害支援区分1以上で、介護者の病気等により一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間、施設への入所を必要とする人

【現状と課題】

- ・短期入所の利用者数はわずかに減少していますが、利用時間は増加しています。
- ・知的障がい、精神障がいの短期入所事業所が不足しています。

【実績と見込み】

短期入所（福祉型） （ショートステイ）	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均総利用件数	件／月	162	148	92	128	128	132
月平均実利用者数	人／月	34	32	22	32	32	33
年度末の 市内の事業所数	箇所	4	4	4	6	6	6

短期入所（医療型） （ショートステイ）	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均総利用件数	件／月	31	46	28	60	60	60
月平均実利用者数	人／月	12	12	13	15	15	15
年度末の 市内の事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1

【見込み量の確保方策】

- ・今後介護者の高齢化等、夜間や緊急時の受け入れ対応が必要となることも鑑み、サービスの重要性が高まることから、利用者が増加することを見込んでいます。
- ・グループホームと短期入所の多機能型事業所の開設に努めます。
- ・医療的ケアを必要とする人等も含めて、多様な障がいの特性に対応し、利用者が安心してサービスを利用できるように、関係機関との連携体制の構築に努めます。

○日中活動系サービス

①生活介護

《サービスの説明》

常時介護を必要とする人に、日中、食事・入浴・排せつ等の身体介護の提供、生活に関する相談・助言やその他必要な日常生活の支援を行うとともに創作的活動又は生産活動の機会の提供やその他身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

《サービス利用対象者》

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人

1. 障害支援区分3以上（施設へ入所する場合は区分4以上）
2. 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設へ入所する場合は区分3以上）

②療養介護

《サービスの説明》

医療的ケアと常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の支援を行います。

《サービス利用対象者》

病院等への長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の人、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障がいのある人で障害支援区分5以上の人

【現状と課題】

- ・生活介護の事業所数が少なく受け入れが困難にあった状況から、令和元年度には市内事業所が2箇所開設され、以後も利用者が増加しています。

【実績と見込み】

生活介護	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均延利用件数	件／月	3,511	3,601	3,600	3,700	3,760	3,820
月平均実利用者数	人／月	175	182	184	185	188	191
年度末の市内の事業所数	箇所	6	8	8	9	9	9
基準該当サービス生活介護事業所数	箇所	2	2	2	2	2	2

※ 基準該当サービス生活介護事業所：介護保険の通所施設を利用し、障がいの生活介護を行う事業所で市の指定を受けた事業所のこと。

療養介護	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均実利用者数	人／月	16	15	15	16	16	16
年度末の市内の事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1

【見込み量の確保方策】

- ・ 常時介護を必要とする人が、本人の意思に基づき、地域での生活を送ることができるよう、引き続きサービスの提供が必要であり、今後も利用者が増加することを想定して見込み量を定めています。
- ・ 強度行動障がいの対象者が増加傾向にあり、活動場所の確保に努めます。
- ・ 療養介護については、今後も一定の利用ニーズが生じると見込んでいます。

○居住系サービス

①施設入所支援

《サービスの説明》

施設入所する人に、夜間や休日における食事・入浴・排せつ等の身体介護、生活に関する相談・助言やその他必要な日常生活の支援を行います。

《サービス利用対象者》

1. 生活介護利用者で、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は、区分3以上）
2. 自立訓練又は就労移行支援利用者のうち、地域の社会資源の状況等により、通所が困難な人

【現状と課題】

- ・ 国は引き続き、施設入所者の地域移行を推進していますが、現在の施設入所者が既に高齢であり、在宅生活を支援する家族の不在等により、地域移行が難しい状況にあります。
- ・ 令和2年時点で、施設入所の待機者として、身体障がい者18人、知的障がい者7人、重度心身障がい者が4人います。
- ・ 高齢化や障がいの重度化により、医療的ケアを必要とする利用者が増加しており、その対応にあたる看護師や職員の配置・確保が困難となっているため、人材の確保への支援が求められています。

【実績と見込み】

施設入所支援	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均実利用者数	人／月	79	78	78	78	78	80
年度末の市内の事業所数	箇所	3	3	3	3	3	3

【見込み量の確保方策】

- ・ 施設入所支援は国が目標として入所者数の削減を定めておりますが、現在の入所者数を維持することを見込み量として定め、事業所定員の空き状況を把握し、必要な人が利用できるよう努めていきます。
- ・ 施設入所者の状況把握に努め、自宅やグループホーム等への地域移行の可能性について甲賀地域障害児・者サービス調整会議等において検証していきます。

【訓練等給付】

○日中活動系サービス

①自立訓練（機能訓練）

《サービスの説明》

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持向上などのために理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーション、生活に関する相談・助言やその他必要な支援を行います。

《サービス利用対象者》

地域で生活するため、身体機能・生活能力の維持・向上等、一定の支援が必要な身体に障がいのある人

②自立訓練（生活訓練）

《サービスの説明》

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持向上等のために食事・入浴・排せつ等に関する必要な訓練、生活に関する相談・助言やその他必要な支援を行います。

《サービス利用対象者》

地域で生活するため、生活能力の維持・向上等、一定の支援が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人

③宿泊型自立訓練

《サービスの説明》

居室その他設備を利用して、家事等日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの支援を行います。障がいのある人の積極的な地域支援の促進を図るために、昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。

《サービス利用対象者》

自立訓練（生活訓練）対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人で、地域移行に向けて一定期間、居室の場を提供して帰宅後における生活能力の維持・向上のための訓練その他支援が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人

④就労移行支援

《サービスの説明》

就労を希望する65歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

《サービス利用対象者》 次のいずれかに該当する人

1. 一般就労を希望する人で、単独では就労困難なため就労に必要な支援が必要な65歳未満の人
2. あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人

⑤就労定着支援

《サービスの説明》

障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

《サービス利用対象者》

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

⑥就労継続支援A型

《サービスの説明》

企業等に就労することが困難な者のうち、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の下記の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

《サービス利用対象者》 次のいずれかに該当する人

雇用契約に基づく就労が可能な65歳未満の人で、

1. 就労移行支援を利用した後、又は特別支援学校を卒業後、就職活動を行ったが企業等の雇用につまびつかなかった人
2. 就労経験があり、現に雇用関係がない人

⑦就労継続支援B型

《サービスの説明》

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き雇用されることが困難となった者について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

《サービス利用対象者》 次のいずれかに該当する人

1. 就労経験があり、年齢や体力面で雇用されることが困難となった人
2. 就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、B型の利用が適当と判断された人
3. 50歳に達している方、又は障害基礎年金1級受給者
4. 入所中で市町が適当とした人

【現状と課題】

- ・ 就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型とも利用者は増加しています。
- ・ 自立訓練は、近年利用がわずかに減少傾向にあります。

【実績と見込み】

自立訓練 (機能訓練)	単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均延利用件数	件/月	28	22	18	23	23	23
月平均実利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1
年度末の 市内の事業所数	箇所	0	0	0	0	0	0

自立訓練 (生活訓練)	単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均延利用件数	件/月	249	243	132	253	253	253
月平均実利用者数	人/月	23	21	14	23	23	23
年度末の 市内の事業所数	箇所	2	1	1	1	1	1

宿泊型自立訓練	単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均延利用件数	件/月	196	223	150	250	277	304
月平均実利用者数	人/月	12	13	10	15	16	17
年度末の 市内の事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1

就労移行支援	単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均延利用件数	件/月	80	104	203	255	340	459
月平均実利用者数	人/月	6	8	12	15	20	27
年度末の 市内の事業所数	箇所	2	3	3	3	3	3
年間実利用人数	人/年	17	15	20	25	30	35

就労定着支援	単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/年	3	3	3	3	5	10
年度末の 市内の事業所数	箇所	0	0	0	0	1	1

就労継続支援A型	単位	第5期計画期間(実績)			第6期計画期間(計画)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均延利用件数	件/月	1,010	1,043	1,060	1,070	1,075	1,083
月平均実利用者数	人/月	52	55	61	70	75	80
年度末の 市内の事業所数	箇所	5	5	5	6	6	6

就労継続支援B型	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均延利用件数	件／月	4,001	3,944	3,984	4,010	4,100	4,200
月平均実利用者数	人／月	235	233	236	240	245	250
年度末の市内の事業所数	箇所	11	13	13	14	14	14

【見込み量の確保方策】

- ・ 自立訓練は、今後も一定のニーズがあることを見込むとともに、訓練を必要とする障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、サービス事業所への情報提供とサービスの調整を行います。
- ・ 就労移行支援は、利用が増加傾向にあり、就労継続支援においても知的障がいのある人や精神障がいのある人の人数の増加に合わせた利用増を見込んでいます。
- ・ 障がいのある人の就労意欲を醸成し、就労移行支援や就労継続支援による福祉的就労の質・量両面での充実を図りながら、一般就労への移行を促進します。
- ・ 平成30年度から創設された就労定着支援に関する周知を行い、職場定着率の向上に努めます。
- ・ 引き続き、市内の一般企業に対し、障がいのある人の雇用について理解と協力を求める啓発活動を行い、障がいのある人の働く場の創出に努めます。

○居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

《サービスの説明》

地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人を対象に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

《サービス利用対象者》

身体障がいのある人（65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用したことがある者に限る。）、知的障がいのある人及び精神障がいのある人

②自立生活援助

《サービスの説明》

入所施設やグループホーム等を利用していた一人暮らしを希望する障がいのある人等を対象に、居宅における自立した生活を送るうえでの困りごとについて、定期的な訪問、又は随時連絡を受けて訪問し、相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等の援助を行います。

《サービス利用対象者》

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人等（既に地域で一人暮らしをしていて支援が必要な人、障がい、疾病などのある家族と同居していて一人暮らしを希望する人も含む。）

【現状と課題】

- ・障がいのある人の地域での生活の受け皿となる共同生活援助（グループホーム）のニーズは高く、今後も利用が増加することが見込まれます。本市内では、令和元年度に新たに2箇所のグループホームを整備し、市内の事業所は37箇所となっています。
- ・平成30年度から創設された自立生活援助は現状においては、利用者がいない状況です。

【実績と見込み】

共同生活援助 (グループホーム)	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数	人／年	102	105	108	110	113	115
年間実利用者数	人／年	102	105	108	110	113	115
内) 市内実利用者数	人／年	63	68	67	71	74	76
定員数	人	165	176	176	187	187	187
現員者数	人	142	151	152	156	160	163
年度末の 市内の事業所数	箇所	35	37	37	39	40	40

自立生活援助	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実利用者数	人／年	0	0	0	1	1	1
年度末の 市内の事業所数	箇所	0	0	0	0	0	0

【見込み量の確保方策】

- ・共同生活援助（グループホーム）については、親亡き後の生活や一人暮らしをめざした自立生活の場として利用意向は高く、今後も地域移行を進めるうえで、利用者が増加することを見込んでいます。
- ・共同生活援助（グループホーム）の整備に関しては、甲賀地域障害児・者サービス調整会議等を通じて、実情などの把握や協議を進め、サービス量の確保に努めます。
- ・自立生活援助は、現在、市内に事業所がなく、今後の利用希望に応じて対応を検討します。

【相談支援（サービス利用計画）】

①計画相談支援

《サービスの説明》

サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

《サービス利用対象者》

障がい福祉サービスを申請した障がいのある人又は児童

②地域移行支援

《サービスの説明》

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。

《サービス利用対象者》

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人（1年以上の入院者が原則）等で、退所・退院して地域で生活するにあたり支援が必要な人

③地域定着支援

《サービスの説明》

入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

《サービス利用対象者》

居宅において単身で生活する障がいのある人、又は居宅において同居している家族等が障がい、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障がいのある人で、常時の連絡体制の確保が必要な人

【現状と課題】

- ・計画相談支援事業の利用により、本人の意向に基づいたサービスや量の検討がなされることで、適切なサービス利用につながってきています。計画相談支援の利用は年々増加しており、その一方で、事業所、人材の不足により一人ひとりの個別的な対応の難しさや相談員の負担の大きさが課題となっています。
- ・地域定着支援、地域移行支援とも現在利用者がいない状況です。

【実績と見込み】

計画相談支援	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均実利用者数	人／月	100	121	123	125	127	129
年度末の市内の事業所数	箇所	10	10	10	10	10	10

相談支援専門員の 専任者数	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
専任者数	人／年	3	4	5	6	7	8
年度末の 市内の事業所数	箇所	10	10	10	10	11	11

地域移行支援	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実利用者数	人／年	0	0	0	2	2	3
年度末の 市内の事業所数	箇所	3	3	3	3	3	3

地域定着支援	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実利用者数	人／年	0	0	0	2	2	3
年度末の 市内の事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1

【見込み量の確保方策】

- ・計画相談支援は、今後も障がいのある人の増加に伴い、サービス利用者が増加することを見込んでいます。
- ・相談支援専門員の増加に向けて、引き続き、相談支援専門員養成研修の受講を事業所に働きかけるとともに、指定特定相談支援事業所の新規開設に向けて、未開設法人に対し、働きかけを行います。
- ・地域移行支援及び地域定着支援は、今後、一定のニーズがあることを見込みます。



(2) ちいきせいかつしえんじぎょう りよう み こ かくほほうさく 地域生活支援事業の利用見込みと確保方策

地域生活支援事業は、障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施する事業です。

①理解促進研修・啓発事業

《サービスの説明》

障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

【現状と課題】

- ・障がいのある人への理解を深める研修会及びイベント、ホームページ等による啓発を行っています。

【実績と見込み】

理解促進・啓発事業	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込み量の確保方策】

- ・今後も引き続き、理解促進・啓発事業を継続します。
- ・市の広報紙やホームページで関連記事の記載など障がい理解の啓発を継続していきます。

②自発的活動支援事業

《サービスの説明》

障がいのある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ボランティア活動等）を支援します。

【現状と課題】

- ・障がい者団体や家族会が自主的に取り組む活動を支援しています。

【実績と見込み】

自発的活動支援事業	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込み量の確保方策】

- ・障がいのある人の団体や家族会の取り組みに対し、活動補助を継続的に行っていきます。

③相談支援事業

《サービスの説明》

障がいのある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

【現状と課題】

- ・ 障害者相談支援事業は、甲賀圏域で4箇所（市内2法人、市外2法人）に委託して実施していますが、計画相談支援と併設して実施しているため、業務過多の状況が継続しています。そのため、新規の相談の対応が十分にできない現状があります。
- ・ 基幹相談支援センターにおいて、新規事業所のフォローアップ体制の確保や相談支援専門員の人材育成やバックアップ支援等を行っています。

【実績と見込み】

障害者相談支援事業	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数（圏域実施数）	4	4	4	4	4	5

基幹相談支援センター	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数（圏域実施数）	1	1	1	1	1	1

市町村相談支援機能強化事業	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数（圏域実施数）	1	1	1	1	1	1

住居入居等支援事業 （居住サポート事業）	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数（圏域実施数）	1	1	1	1	1	1

※圏域：甲賀圏域（甲賀市・湖南市）

【見込み量の確保方策】

- ・ 本市では、湖南市との圏域事業として、社会福祉法人等に委託して実施します。
- ・ 相談支援事業所の委託事業所の増設を進めます。
- ・ 指定相談支援事業所の新規参入を進め、計画相談支援事業を併設している相談支援事業所から、計画的なケース移管を基幹相談支援センターと連携し進め、相談支援事業所の受入れ体制の確保を進めます。
- ・ 障がいのある高齢者の支援について、介護分野の支援者との交流の機会を確保していくために、甲賀地域障害児・者サービス調整会議等と連携していきます。
- ・ 居住サポート事業は引き続き実施し、事業の充実を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

《サービスの説明》

障がい福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用の支援を行います。

【現状と課題】

- ・成年後見制度は近年わずかに利用が伸びており、今後も制度の周知・啓発を行うことにより、制度利用が進むことが見込まれます。

【実績と見込み】

成年後見制度 利用支援事業	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人／年	5	7	7	9	10	11

【見込み量の確保方策】

- ・成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、利用しやすい体制を整備しています。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

《サービスの説明》

成年後見制度における法人後見活動の安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

【現状と課題】

- ・NPO法人甲賀・湖南成年後見センターぱんじーが、制度に関する相談や活用の支援を行っています。成年後見制度を利用して、判断能力が十分でなくなった人が、その人らしく安心して暮らせるように、本人の権利を守り、生活を支援しています。
- ・制度の啓発・周知を進めることで、今後の利用者が増加することが見込まれるため、人材の確保についての検討が必要です。
- ・甲賀圏域の後見の受任者が不足しており、市民後見の活用についての協議が必要です。

【実績と見込み】

成年後見制度法人後見 支援事業	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数（圏域実施数）	1	1	1	1	1	1

※圏域：甲賀圏域（甲賀市・湖南市）

【見込み量の確保方策】

- ・第2次甲賀市地域福祉計画と整合を図りながら取り組みを進めます。
- ・今後増加が見込まれる相談等に対応できるよう、人員体制の確保・充実に努めます。
- ・後見の受任者不足を解消するため、市民後見人の育成に努めます。

⑥意思疎通支援事業

《サービスの説明》

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の者との意思疎通を支援するため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進を行います。

【現状と課題】

- ・近年、利用件数がやや減少しています。
- ・市の窓口に手話通訳者を2名配置しています。
- ・市が取り組む、講演やイベント等において手話通訳や要約筆記を行う人を派遣しています。

【実績と見込み】

手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用件数	件／年	419	395	250	421	421	421

手話通訳者 設置事業	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実設置者数	人	2	2	2	2	2	2

【見込み量の確保方策】

- ・身体障がいのある人はやや減少傾向にありますが、今後も社会参加を促すにあたり、コミュニケーションは重要であることから、これまでと同程度のニーズがあることを見込みます。
- ・緊急時にも対応ができるよう、人員体制の確保・充実に努めます。
- ・市単独で手話通訳者の登録派遣制度の立ち上げにより一層の確保に努めます。



⑦日常生活用具給付等事業

《サービスの説明》

重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

【現状と課題】

- ・排泄管理支援用具の給付が年々増加しており、情報・意思疎通支援用具の利用はやや減少しています。

【実績と見込み】

給付等件数	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件／年	7	1	0	4	4	4
自立生活支援用具	件／年	8	7	7	8	8	8
在宅療養等支援用具	件／年	13	13	11	13	14	14
情報・意思疎通支援用具	件／年	76	59	45	70	70	70
排泄管理支援用具	件／年	1,856	1,892	1,907	1,940	1,970	2,001
居宅生活動作補助用具	件／年	0	2	0	1	1	1

【見込み量の確保方策】

- ・身体状況に合わせた適切な日常生活用具の選定と給付ができるように努めます。
- ・身体障害者手帳交付時等、日常生活用具に関する情報提供を行い利用の促進に努めます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

《サービスの説明》

聴覚障がい者に対する理解を深め、手話で会話ができる市民を増やすことにより、聴覚障がい者が自由に参加できる社会の実現をめざして、手話奉仕員養成講座を行います。

【現状と課題】

- ・手話奉仕員養成講座を対象者のレベルに合わせて入門編と基礎編を1年おきに開催しています。

【実績と見込み】

手話奉仕員養成研修事業	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実修了者数	人	35	25	20	20	35	35

【見込み量の確保方策】

- ・継続的に手話奉仕員等を養成し、手話で会話ができる人材の確保に努めます。

⑨移動支援事業

《サービスの説明》

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

【現状と課題】

- ・利用時間はやや減少していますが、利用者数は増加しており、外出のための支援だけでなく、宿泊の短期入所（ショートステイ）を利用されている人の送迎等、様々な場面で活用されています。

【実績と見込み】

移動支援事業	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用時間数	時間／年	1,579	1,463	985	1,786	1,824	1,900
実利用者数	人／年	35	46	40	47	48	50
市内の事業所数	箇所	2	2	2	2	3	3

【見込み量の確保方策】

- ・新型コロナウイルス感染症による外出の自粛要請により、令和2年度の利用は減少することが見込まれますが、今後、障がいのある人のサービス活用や、社会参加の促進に向けて、利用が増加することを見込みます。
- ・利用者のニーズと事業の現状や課題を把握し、サービス提供の柔軟な体制整備とサービス量の確保に努めます。



⑩地域活動支援センター事業

《サービスの説明》

障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

1. 地域活動支援センターⅠ型（利用人数：1日当たりの実利用人員は概ね20名以上）
 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。
2. 地域活動支援センターⅡ型（利用人数：1日当たりの実利用人員は概ね15名以上）
 地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
3. 地域活動支援センターⅢ型（利用人数：1日当たりの実利用人員は概ね10名以上）
 Ⅱ型と事業内容は同じ。利用人数によりⅡ型とⅢ型を区分します。

【現状と課題】

- ・甲賀圏域（甲賀市・湖南市）においては、Ⅰ型の事業を2箇所（内市内1箇所）、Ⅱ型の事業を1箇所（市外）委託実施しています。

【実績と見込み】

地域活動支援 センター事業		単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
Ⅰ型 事業所数	甲賀市	箇所	1	1	1	1	1	1
	湖南市	箇所	1	1	1	1	1	1
Ⅱ型 事業所数	甲賀市	箇所	0	0	0	0	0	1
	湖南市	箇所	1	1	1	1	1	1
Ⅲ型 事業所数	甲賀市	箇所	0	0	0	0	0	0
	湖南市	箇所	0	0	0	0	0	0

【見込み量の確保方策】

- ・各機能を備えたセンターを通じて、今後も障がいの特性に合わせた活動を進めるとともに、地域において自立した日常生活や社会生活を営むための創作・生産活動等の場所を提供することで、支援体制の充実に努めます。

⑪日中一時支援事業

《サービスの説明》

障がいのある人の家族の就労支援や、障がいのある人を日常的に介護している家族が一時的に休息できるよう、日中における活動の場を確保する事業を行います。

【現状と課題】

- ・保護者の就労支援や休息を目的にした事業ですが、市内に3箇所と少ない現状です。就学後及び日中活動終了後の時間を過ごすための場所としての保護者のニーズは高くなっています。サービス利用希望者は年々増加傾向にあります。

【実績と見込み】

日中一時支援事業	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人／年	42	50	45	55	60	65
年度末の市内の事業所数	箇所	2	2	3	3	4	5

【見込み量の確保方策】

- ・サービスの利用にあたっての運用基準の見直しに基づき事業所に説明を行ない、新規事業所の開拓に努めます。
- ・利用者の特性や家族の状況等を考慮し、柔軟な運用を検討していきます。

⑫福祉ホーム事業

《サービスの説明》

居宅で生活することが困難な身体障がいのある人が、低額な料金で居室等の設備を利用する事業を行います。

【実績と見込み】

福祉ホーム事業	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均実利用者数	人／月	2	2	3	3	3	3

【見込み量の確保方策】

- ・市内に1箇所整備されていますが、家庭環境、住宅事情等により自宅での生活が困難な身体障がいのある人のニーズに応じ、社会福祉法人等において継続して利用できるよう努めます。

⑬訪問入浴サービス事業

《サービスの説明》

居家で臥床し、自宅の入浴設備では入浴することが困難な重度の障がいのある人に対し、移動入浴車による入浴の機会を提供する事業を行います。

【実績と見込み】

訪問入浴サービス事業	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均実利用者数	人／月	3	4	5	5	6	6

【見込み量の確保方策】

- ・必要な人がサービスを利用できるように、制度の周知を図るとともに、適切にサービスの提供ができる体制を確保していきます。

⑭社会参加促進事業

《サービスの説明》

- ・声の広報等発行事業：文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、音訳した広報を作成し、提供する事業を行います。
- ・自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業：自動車運転免許の取得、自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業を行います。

【実績と見込み】

声の広報等発行事業	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

自動車運転免許取得事業	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

自動車改造助成事業	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込み量の確保方策】

- ・市の広報紙やホームページ等を活用し、情報提供を進めるとともに、事業内容の充実に努めます。
- ・障がいのある人の社会参加の促進を図るため、事業内容の充実と、より参加・利用しやすいよう情報提供に努めます。

障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施を進めます。

(1) 障害児福祉サービス

①児童発達支援

《サービスの説明》

未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

《サービス利用対象者》

心身に障がい又は発達に課題がある未就学児とその保護者

【現状と課題】

- ・実利用者数は、わずかに減少していますが、延べ利用者数が増加傾向にあり、今後も利用ニーズが高まることが見込まれます。
- ・児童発達支援センターを令和3年4月に開所する予定で準備を進めており、今後は児童発達支援センターを中心とした支援体制を構築し、家庭や保育園、幼稚園が連携して支援を進めます。

【実績と見込み】

児童発達支援	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均延利用数	件／月	150	159	172	238	252	252
月平均実利用者数	人／月	62	60	61	85	90	90
年度末の市内の事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1

【見込み量の確保方策】

- ・「児童発達支援センター」を中心に、児童発達支援以外の幼児期の発達支援の場も含めて総合的な支援の体制の構築を進めます。

②放課後等デイサービス

《サービスの説明》

授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な療育を行ないます。

《サービス利用対象者》

心身に障がい又は発達に課題がある18歳（必要に応じ20歳）までの就学児童

【現状と課題】

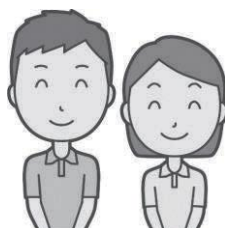
- ・放課後等デイサービスの利用者は年々増加傾向にあり、就学後の時間を過ごすための場所としての保護者の放課後等デイサービスの利用意向は今後も高くなることが見込まれます。
- ・現在の市内事業所は8箇所となっています。
- ・特別支援学校に加え、地域の学校からサービスの利用を希望する児童が増えています。
- ・重症心身障がいのある児を支援する事業所を1箇所設置しています。

【実績と見込み】

放課後等 デイサービス	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均延利用数	件／月	1,104	1,410	1,457	1,914	2,255	2,651
月平均実利用者数	人／月	107	126	136	174	205	241
年度末の市内の 事業所数	箇所	6	8	8	8	8	8

【見込み量の確保方策】

- ・今後の利用者の増加が見込まれることから、保護者の就労支援を目的とした日中一時支援事業の更なる受け皿開拓を進めるとともに、療育的なサービスを提供する放課後等デイサービスの目的についての周知や情報の提供を行い、適正な利用に努めます。
- ・サービス利用者の現状を把握して計画相談支援と連携し、本人に必要な支給量の決定に努めます。
- ・支援者の知識・技術を高めることが必要であり、様々な研修の機会を確保するとともに習得意欲の喚起を進めます。



③保育所等訪問支援

《サービスの説明》

保育所等訪問支援は、専門職員が保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、集団での生活に必要な訓練や支援者への助言等を行います。

《サービス利用対象者》

保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障がいのある児童

【現状と課題】

- ・家庭の事情等により児童発達支援事業への通所が困難で、かつ専門的な療育支援を必要とする幼児を対象としており、今後も継続的な支援体制の確保が必要です。また、専門スタッフと稼働時間の確保が必要となっています。

【実績と見込み】

保育所等訪問支援	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均延利用数	件／月	3	4	6	10	15	20
月平均実利用者数	人／月	2	4	6	10	15	20
年度末の市内の事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1

【見込み量の確保方策】

- ・園訪問・家庭訪問によるサポートや保育園等と連携を図りながら利用しやすい体制づくりに努めます。

④医療型児童発達支援

《サービスの説明》

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められる障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。

《サービス利用対象者》

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障がいのある児童

【現状と課題】

- ・甲賀圏域内に事業所がなく、専門性が高い事業であるため県内1箇所（滋賀県小児保健医療センター）の事業所でサービスが提供されています。

【実績と見込み】

医療型児童発達支援	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均延利用数	件／月	0	0	0	5	5	5
月平均実利用者数	人／月	0	0	0	1	1	1
年度末の市内の事業所数	箇所	0	0	0	0	0	0

【見込み量の確保方策】

- ・ 専門機関等と連携しながら、障がいのある児童がサービスを利用できるように努めます。

⑤障害児相談支援

《サービスの説明》

サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細やかに支援するものです。

《サービス利用対象者》

障害児通所支援を申請した障がいのある児童であって市町村が障害児支援利用計画案の提出を求めた児童

【現状と課題】

- ・ 放課後等デイサービスの利用増加に伴い障がい児相談支援の利用者数は年々増加しています。
- ・ 甲賀圏域内の児童相談支援事業所が少なく、慢性的な不足状況が続いています。

【実績と見込み】

障害児相談支援	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均延利用数	件／月	24	26	31	31	33	36
利用件数	件／年	285	310	366	367	399	434
年度末の市内の事業所数	箇所	5	5	5	5	5	5

【見込み量の確保方策】

- ・ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者が今後も増加することを見込んでいることから、障害児相談支援の利用も増加することを見込んでいます。
- ・ 新規事業所が継続して事業実施できるよう、基幹相談支援センターと連携し、指導や相談に対応する等、地域の相談支援体制の充実を図ります。

⑥居宅訪問型児童発達支援

《サービスの説明》

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童に、発達支援が提供できるよう、障がいのある児童の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導知識技能の付与等の支援を行います。

《サービス利用対象者》

重度障がいのある児童や医療的ケアが必要な児童で、児童発達支援や医療型児童発達支援に通所してサービスを利用することが難しい児童

【現状と課題】

- ・市内にサービスを提供する事業所はありませんが、引き続き事業所の開拓を図ります。

【実績と見込み】

居宅訪問型 児童発達支援	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均延利用数	件／月	0	0	0	1	1	1
年利用実人数	人／年	0	0	0	1	1	1
年度末の市内の 事業所数	箇所	0	0	0	1	1	1

【見込み量の確保方策】

- ・庁内関係各課が連携し、制度等の周知を進めるとともに、利用ニーズの把握とニーズに応じた対応を行います。



⑦医療的ケア児童に関するコーディネーターの配置

《サービスの説明》

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

《サービス利用対象者》

医療的ケアが必要な児童

【現状と課題】

- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を令和2年度に設置する見込みであり、コーディネーターの配置も併せて進めています。

【実績と見込み】

医療的ケア児童に関するコーディネーター	単位	第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（計画）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	人	0	0	2	3	3	3

【見込み量の確保方策】

- ・医療的ケアが必要な児童について、甲賀地域障害児・者サービス調整会議の重症心身障害児・者対策部会において協議の場の設置し取り組みを推進していきます。

